

都留市告示第 106 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項及び都留市財務規則第 50 条第 2 項の規定により、都留市 AI 乗合タクシー「AI つる〜と」回数券販売収入の徴収業務及び納入業務を委託したので、同法第 243 条の 2 第 2 項の規定により、つぎのとおり告示する。

令和 8 年 4 月 30 日

都留市長 日 向 美 徳

1 業務委託名

都留市 AI 乗合タクシー「AI つる〜と」回数券販売収入の徴収業務及び
納入業務

2 受託者名

受託者 1

名 称：都留市職員共済会

所在地：山梨県都留市上谷一丁目 1 番 1 号

受託者 2

名 称：株式会社 文教 甲府支店

所在地：山梨県中央市若宮 19 番地 1

受託者 3

名 称：富士山麓電気鉄道株式会社

所在地：山梨県南都留郡富士河口湖町船津 3641 番地

山梨県富士吉田市松山 4 丁目 6 番 29 号

富士急山梨ハイヤー株式会社

3 委託期間

令和 8 年 5 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日